

## 休眠預金等活用法にかかる預金規定特約の制定について

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下休眠預金活用法と言います）の施行に伴い、「休眠預金（口座）に関する特約」を作成しました。

### 1.特約の適用範囲

- （１）この特約は、当金庫と預金等契約（定期積金含む）を締結するお客様が（以下「預金者等」という。）当金庫に有する預金等で休眠預金等に関する事項を定めるものです。
- （２）この特約は、各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

### 2.定義

休眠預金等とは「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）」第 2 条第 6 項に規定する預金等であつて、当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

### 3.最終異動日等

『最終異動日等』とは、預金等に係る次のうち最も遅い日をいいます。

- ①当該預金等に係る異動（異動事由）が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として以下の「債権の行使が期待される事由及び債権の行使が期待される日」において定める日
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限ります（以下『通知の到達』という。）。
- ④当該預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

### 4.異動

当金庫における異動とは以下の事由をいいます。

#### （１）法定の異動事由

- ①引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除き

ます。)

②手形又は小切手の呈示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。)

③預金者等から、当該預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。)

ア.公告の対象となる預金であるかの該当性

イ.預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

（2）休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

①預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

②預金者等からの申し出にもとづく契約内容又は顧客情報の変更があったこと

③預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと

ア.当金庫の名称及び当該預金を取扱う店舗の名称

イ.当該預金の種別

ウ.口座番号その他預金等の特定に必要な事項

エ.当該預金の名義人の氏名または名称

オ.当該預金の元本の額

④総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

#### 4.『債権の行使が期待される事由及び債権の行使が期待される日』

前条第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される人は、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては初回満期日）

②自動継続扱いの預金等について初回の満期日経過後に以下に掲げる『異動事由』が生じるもしくは「通知の到達」があったこと。当該事由が生じた期間の満期日

③当該預金について強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分または国税滞納処分（その例による処分を含む。）の対象となったこと 当該手続きが終了した日

④総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと

#### 5.休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) 当該預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき当該預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は当金庫を通じて当該預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
  - ①当該預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと。
  - ②当該預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当金庫が当該支払いの請求を把握できる場合に限りま
  - す。）
  - ③当該預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
  - ④当該預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
- (4) 当金庫は次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
  - ①当金庫が当該預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
  - ②当該預金について第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対し休眠預金等代替金の支払いを請求すること。
  - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

## 6.通知

当該預金等が、第 3 条に掲げる最終異動日等から 9 年以上経過した場合、お届けいただいた住所宛てにご連絡をさせていただきます。

なお、預金等残高が 10,000 円未満の場合、当金庫は預金者への通知を省略することができるものとします。